

3.2 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価

安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価の実施に当たっては、IAEA 特定安全ガイドNo.SSG-25「原子力発電所の定期安全レビュー」(以下「IAEA SSG-25」という。)に基づく評価を実施する。この評価を実効的に行うためには、新規制基準に基づく運転実績、運転経験を入力とすることが必要と考えており、現在、これらを蓄積しているところである。

このことから、評価を行うために必要かつ十分なデータが蓄積すると考えられる新規制基準への適合性審査合格後約5年が経過する、特定重大事故等対処施設の設置後の届出時にIAEA SSG-25に基づく評価を実施する。

それまでの期間は、「第2章 2.2.1 保安活動の実施状況」において、保安活動の実施状況調査及びその傾向分析を継続する。

【評価計画】

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度以降
第1回 ★ 届出		第2回 ★ 届出	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">評価の実施</div> 特定重大事故等 対処施設の設置 ▽
			

★:実績、☆:予定